

三珠町・市川大門町・六郷町



はばたき

三珠町・市川大門町・六郷町 合併協議会



三珠町 みはらしの丘
のつばいの館「みたまの湯」



市川大門町
大門碑林公園



六郷町 ろくごうの里
つむぎの湯



7月1日 法定協議会へ移行

(関連記事 2 ページ)

2004年 VOL. 2
平成16年7月15日発行

法定協議会設置を 3町議会が議決

7月1日
法定協議会

第2回任意合併協議会で7月の早い時期に「法定協議会」への移行を目指すことが確認されておりましたが、市川大門町議会は6月25日、三珠町及び六郷町議会は6月28日に、7月1日をもって「法定協議会」の設置を議決しました。

第1回の法定協議会は7月13日、三珠町総合福祉センターで開催され、規約の報告や各種規程案、事業計画及び予算案などが審議されました。

また、水上三珠町長、久保市川大門町長、遠藤六郷町長は7月12日、法定協議会設置の報告と「合併重点支援地域」の指定について、山梨県知事を訪問しました。詳細は次号にてお知らせします。

[任意]合併協議会から[法定]合併協議会へ

これまでの任意合併協議会はあくまでも任意の団体であるのに対し、法定合併協議会は地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項により設置されるもので、3町の議会の議決が必要となります。

法定協議会は、任意協議会に引き続き、合併に関する全般についての協議を行う組織です。

法定協議会を設置することにより、山梨県から「合併重点支援地域」に指定され、国や県の支援策が優先的に実施されるほか、財政支援措置も優先的に受けることが可能となります。

これから、合併協議会では、合併後の将来構想や新町建設計画など、合併に関わる様々な問題を協議していきます

合併協議会での協議事項が終了し、正式に3町の議会がそれぞれ合併(廃置分合)を議決するまでの道のりを経て、新しい町が誕生することになります。

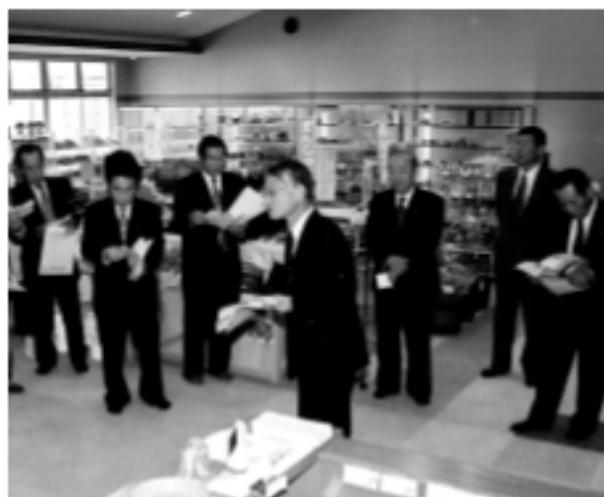
今後とも町の皆様には、ご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

なお、右の表は任意合併協議会と法定合併協議会の違いをまとめたものです。

| 項目 | 任意合併協議会 | 法定合併協議会 |
|----------------|---|---|
| 法的根拠 | ・無し | ・地方自治法第252条の2第1項 ・合併特例法第3条第1項 |
| 協議会設置に関する議会の議決 | ・議会の議決は必要無し | ・議会の議決が必要 |
| 協議する主な内容 | ・合併協定項目の選定 ・合併協定項目に係る現況調査 ・地域の将来構想の検討 ・法定協議会設置準備など | ・市町村建設計画の作成 ・合併協定項目に係る協議(合併の時期、方式、新町の名称、議員の特例適用、特別職の身分の取扱いなど) |
| 協議会の位置付け | ・法定協議会へ円滑に移行するための準備体制という意味合いが強い | ・合併に関するあらゆる事項を協議する場である |
| 合併特例法に係る財政支援 | ・合併後の財政支援を受けるためには設置を必要としない | ・合併後の財政支援を受けるためには法定協議会を設置し、市町村建設計画を策定する必要がある(市町村建設計画に位置付けられた事業が財政支援の対象) |

第2回三珠町・市川大門町・六郷町任意合併協議会が6月3日、六郷町民会館で開催されました。

会議に先立ち、六郷町内の現地調査を行いました。お互いの町をより知ってもらうために今回から実施されたもので、六郷の里(つむぎの湯、いきいきセンター)、宇野尾トンネル、甲斐岩間駅周辺、富士見公園の順で施設や町の様子などを視察しました。現地では、遠藤幸利六郷町長をはじめ、職員がていねいに町の様子を説明。協議会の委員さん方は真剣な眼差しで聞いていました。協議会での協議事項は6案件で、合併の方式では新設合併とすることや、平成17年秋(9月～11月)を合併の目標時期とすることなど、5案件が原案のとおり承認されました。また、「法定協議会への移行について」は7月の早い時期を目指すこととしました。



▲六郷町内(つむぎの湯)の様子を視察(6/3)

協議第6号 合併協定項目について

承認

合併協定項目とは、その方針となる項目をいいますが、あらかじめ決めておくことで協議をスムーズに進めようとするものです。

合併の方式・期日などの基本的な項目や、地域審議会・議会議員の定数及び任期の取扱いなど合併特例法で規定されている項目、その他必要な項目に分類されますが、当協議会では53項目の協定事項について協議を行います。

項目は、協議を行いながら必要に応じて追加や削除をし、最終的な合併協定項目が確定されることとなります。

合併協定項目は、4ページに掲載のとおりです。

協議第7号 事務事業の調整方針について

承認

合併に向けて、多岐にわたる事務事業の一つひとつについて、一元化の検討を行っています。

合併項目の協議にあたっては、下の表の基本原則に従い、調整することとなります。

| 原則 | 内容 |
|---------|------------------------------------|
| 一体性の確保 | 新町移行の際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。 |
| 住民福祉の向上 | 住民サービス・住民福祉の向上に努める。 |
| 負担の公平 | 負担公平の原則に立ち、行政格差のないように努める。 |
| 健全な財政運営 | 新町において健全な財政運営に努める。 |
| 行政改革の推進 | 行政改革の観点から事務事業の見直しを図る。 |
| 適正規模に準拠 | 新町の規模に見合った事務事業の見直しに努める。 |

合併に関する協定項目一覧

【基本的な協定項目】

| 協定項目 | 内 容 |
|------|-----------------------------------|
| 1 | 合併の方式 新設合併か編入合併 |
| 2 | 合併の期日 新町の施行日 |
| 3 | 新町の名称 新町の名称 |
| 4 | 新町の事務所の位置 新事務所(本庁)の位置 |
| 5 | 財産及び債務の取扱い 3町の土地、建物、債権、債務等の取扱い |

【合併特例法に規定されている協定項目】

| 協定項目 | 内 容 |
|------|------------------------------------|
| 6 | 地域審議会の取扱い 合併後の地域審議会の設置について |
| 7 | 議会の議員の定数及び任期の取扱い 議員の定数、任期等 |
| 8 | 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い 農業委員の定数、任期等 |
| 9 | 地方税の取扱い 町民税、固定資産税、軽自動車税などの取扱い |
| 10 | 一般職の取扱い 一般職員の身分について |
| 25 | 新町建設計画 新町の将来ビジョン、新町建設計画の作成について |

【その他の必要な協定項目】

| 協定項目 | 内 容 |
|------|---------------------------------------|
| 11 | 財産区及び財産管理会の取扱い 管理委員の定数、任期及び選任等 |
| 12 | 行政連絡員制度及び行政区の取扱い 行政区の組織及び職務内容 |
| 13 | 行政組織の取扱い 事務組織及び機構 |
| 14 | 特別職の取扱い 町長、助役、収入役、教育長、行政委員等の役員の取扱い |
| 15 | 一部事務組合の取扱い 一部事務組合、協議会、事務の委託 |
| 16 | 公共団体の取扱い 社会福祉協議会、商工会など |
| 17 | 字の区域及び名称の取扱い 字の区域及び名称の調整 |

【その他の必要な協定項目】

| | | |
|----|---------------|---|
| 18 | 各種団体への補助金の取扱い | 団体への補助金など |
| 19 | 使用料及び手数料の取扱い | 各種施設使用料、証明手数料など |
| 20 | 消防団の取扱い | 組織及び運営補助 |
| 21 | 慣行の取扱い | 町民憲章、町の花、木、各種宣言、各種行事などの取扱い |
| 22 | 国民健康保険の取扱い | 保険料率、納期等の一元化 |
| 23 | 介護保険の取扱い | 保険料、納期等の一元化 |
| 24 | 各種事務事業の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定金融機関 (2) 防災関係 (3) 姉妹都市関係 (4) イベント関係 (5) その他の税事業関係 (6) 議会議員の報酬及び費用弁償関係 (7) 窓口業務関係 (8) 社会福祉関係 (9) 障害者福祉関係 (10) 高齢者福祉関係 (11) 児童福祉関係 (12) 保育事業関係 (13) 環境衛生関係 (14) 保健事業関係 (15) 病院・診療所関係 (16) 農林土木事業関係 (17) 農林業振興事業関係 (18) 商工観光事業関係 (19) 温泉施設関係 (20) 建設事業関係 (21) 公営住宅関係 (22) 上水道事業関係 (23) 下水道事業関係 (24) 学校教育関係 (25) 給食業務関係 (26) 社会教育関係 (27) 公民館関係 (28) 文化財及び芸術関係 (29) 社会体育関係 |

※今後の協議状況により、協定項目が追加及び削除される場合があります。

協議第8号 小委員会の構成について

小委員会とは、協議会の中から選出された委員で構成され、合併協議会から付託された事項について調査や審議などを行います。

付託された事項は小委員会での調査や審議した後、合併協議会に報告し、改めて審議、承認され、合併協定書という形で反映されます。小委員会の構成と付託事項をお知らせします。

☆総務企画小委員会 (敬称略)

| 役職 | 氏名 | 町別 |
|------|-------|-------|
| 委員長 | 石川 章男 | 三 珠 町 |
| 副委員長 | 石原 一元 | 市川大門町 |
| 委員 | 青木 達雄 | 三 珠 町 |
| 委員 | 有泉 嗣男 | 三 珠 町 |
| 委員 | 河西 常元 | 市川大門町 |
| 委員 | 有野 健司 | 六 郷 町 |
| 委員 | 村山 敬幸 | 六 郷 町 |

○所掌事務

- 1 財産及び債務の取扱いに関する事
- 2 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事
- 3 地方税の取扱いに関する事
- 4 一般職の取扱いに関する事
- 5 行政連絡員制度及び行政区の取扱いに関する事
- 6 行政組織の取扱いに関する事
- 7 特別職の取扱いに関する事
- 8 一部事務組合の取扱いに関する事
- 9 公共団体の取扱いに関する事
- 10 字の区域及び名称の取扱いに関する事
- 11 各種団体への補助金の取扱いに関する事
- 12 使用料及び手数料の取扱いに関する事
- 13 消防団の取扱いに関する事
- 14 慣行の取扱いに関する事
- 15 指定金融機関の取扱いに関する事
- 16 防災の取扱いに関する事
- 17 姉妹都市の取扱いに関する事
- 18 イベントの取扱いに関する事
- 19 その他の税事業の取扱いに関する事
- 20 議会議員の報酬及び費用弁償の取扱いに関する事
- 21 その他総務・企画関係の取扱いに関する事
- 22 他の小委員会に属さない事

☆民生教育小委員会 (敬称略)

| 役職 | 氏名 | 町別 |
|------|--------|-------|
| 委員長 | 秋山 詔樹 | 市川大門町 |
| 副委員長 | 望月 正文 | 六 郷 町 |
| 委員 | 有泉 勝廣 | 三 珠 町 |
| 委員 | 村松 淑子 | 三 珠 町 |
| 委員 | 一瀬 絲子 | 市川大門町 |
| 委員 | 立川 貴 | 市川大門町 |
| 委員 | 渡邊 アヤ子 | 六 郷 町 |

○所掌事務

- 1 国民健康保険の取扱いに関する事
- 2 介護保険の取扱いに関する事
- 3 窓口業務の取扱いに関する事
- 4 社会福祉の取扱いに関する事
- 5 障害者福祉の取扱いに関する事
- 6 高齢者福祉の取扱いに関する事
- 7 児童福祉の取扱いに関する事
- 8 保育事業の取扱いに関する事
- 9 環境衛生事業の取扱いに関する事
- 10 保健事業の取扱いに関する事
- 11 病院・診療所の取扱いに関する事
- 12 その他民生関係の取扱いに関する事
- 13 学校教育の取扱いに関する事
- 14 給食業務の取扱いに関する事
- 15 社会教育の取扱いに関する事
- 16 公民館の取扱いに関する事
- 17 文化財及び芸術の取扱いに関する事
- 18 社会体育の取扱いに関する事
- 19 その他教育関係の取扱いに関する事

☆建設産業小委員会

(敬称略)

| 役 職 | 氏 名 | 町 別 |
|------|-------|-------|
| 委員長 | 依田 洋澄 | 六 郷 町 |
| 副委員長 | 樋口 富一 | 三 珠 町 |
| 委 員 | 八木 勝 | 三 珠 町 |
| 委 員 | 青沼 茂樹 | 市川大門町 |
| 委 員 | 波多 博 | 市川大門町 |
| 委 員 | 樋川 良水 | 六 郷 町 |
| 委 員 | 河西 満治 | 六 郷 町 |

○所掌事務

- 1 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い(報酬含む)に関する事
- 2 財政区及び財産管理会の取扱いに関する事
- 3 農林土木事業の取扱いに関する事
- 4 農林業振興事業の取扱いに関する事
- 5 商工観光事業の取扱いに関する事
- 6 温泉施設の取扱いに関する事
- 7 建設事業の取扱いに関する事
- 8 公営住宅の取扱いに関する事
- 9 上水道事業の取扱いに関する事
- 10 下水道事業の取扱いに関する事
- 11 その他建設・産業関係の取扱いに関する事



▲第2回任意合併協議会(6/3 六郷町民会館)



■合併協議スケジュール

| 年度 | 平成16年度 | | | | | | | | | |
|------------------|-----------|----|-------|-------|-------|-------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | |
| 合 併 協 議 | 合併協議会 | | 合併協議会 | 合併協議会 | 合併協議会 | 住民説明会 将来構想全戸配布 | 合併協議会 | 合併協議会 | 合併協議会 | 合併協議会 |
| | 合併協定項目の協議 | | | | | | | | | |
| | 将来構想策定 | | | | | 新町名称選定小委員会 | | | | |
| | 将来構想策定 | | | | | 新町建設計画策定小委員会 | | | | |

前提条件：平成17年3月末日までに、町議会の議決を経て山梨県知事に合併(調整分合)の申請を行い、平成17年度中の新町誕生とした場合を前提とします。

※ 合併特例法の改正法が平成16年5月19日に成立し、平成17年3月末日までに県知事に合併の申請を提出して、平成18年3月末までに合併した場合は、現行の合併特例法の規定が適用されることとなりました。

協議第9号 合併の方式について

承認

調整方針

三珠町、市川大門町及び六郷町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設(対等)合併とする。

協議第10号 合併の期日について

承認

調整方針

合併の時期は、平成17年秋(9月～11月)までを目標とする。なお、合併の期日については改めて協議する。

合併の期日の提案とともに、合併までのスケジュール(案)が示されましたのでお知らせします。下表のとおりです。

協議第11号(追加協議) 法定協議会への移行について

承認

調整方針

現行特例法の特例措置が適用される平成17年度中の合併を目指して、平成16年7月をもって法定協議会に移行する。

法定協議会への移行の理由として、「新町将来構想」及び「新町建設計画」の策定をはじめ、合併協議事項全般において責任ある協議と十分な協議期間の確保、山梨県の合併重点支援地域の指定を受け、合併前特例事業の活用を図ることなどが挙げられます。

こうしたことを踏まえた上で、第2回の任意合併協議会では、各町の議会で「合併特別委員会」等を開催するなど協議検討し、できるだけ早期に、ということの中で7月上旬を目標として法定協議会に移行することを確認しました。

| 平成16年度 | | | 平成17年度 | | | | | |
|-------------------|----------|--------------------|--------|----|-------|----|--------|--------|
| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月～11月 |
| 合併協議会 | 合併協定書調印式 | 町議会廃置分合議決 知事に申請 | | | 県議会議決 | | 総務大臣告示 | 新町誕生 |
| 計画等の合意 新町名称・建設 | | | | | | | | |

※ スケジュールは大まかな目安です。住民説明会その他により実際には協議会を開催できない場合や小委員会のみ開催する場合があります。

■ ■ ■ 専門部会が始まりました ■ ■ ■

専門部会は、「総務企画」「民生」「建設産業」「教育」の4つの部会があります。

創刊号で分科会がスタートしたことをお知らせしましたが、21の分科会がこれまでに延べ100回(6月末日現在)の会議を行い、事務事業の調整案のたたき台を作成してきました。

部会は、これらの調整案がより適正なものであるか確認を行い、合併協定項目として、小委員会に提案できるよう検討を行っていきます。



▲建設産業部会 (7/1 市川大門町役場会議室)

三珠町・市川大門町・六郷町の横顔

| 町名 | 人口 | 世帯 | 町の木 | 町の花 |
|-------|---------|---------|-----|------|
| 三珠町 | 4,200人 | 1,335世帯 | 赤松 | ふじ |
| 市川大門町 | 10,683人 | 3,614世帯 | 赤松 | りんどう |
| 六郷町 | 3,989人 | 1,365世帯 | 桜 | 菊 |
| 合計 | 18,872人 | 6,314世帯 | | |

※人口・世帯は7月1日現在の住民基本台帳による

◆ ◆ ◆ ホームページを開設しました ◆ ◆ ◆

ホームページを開設しました。合併協議会の動きや合併に関する情報を提供していきます。協議会日程等もホームページでご覧いただけます。アクセスしてみてください。

<http://www.town.ichikawadaimon.yamanashi.jp/gappei/>

— 合併協議会は傍聴できます —

合併協議会の会議は、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、会議開始15分前までに受付をお願いいたします。

希望者が30人を超える場合は、抽選となります。

— 会議録等は閲覧できます —

合併協議会の会議録や会議に提出された資料や文書等は協議会事務局で閲覧することができます。閲覧時間は、月曜日から金曜日までの開庁日、午前8時30分から午後5時までです。また、ホームページでもご覧になれます。

あ と が き

7月1日をもって、「法定協議会」となりました。いよいよ合併協議が本格化されます。専門部会も始まり、小委員会での審議も間もなく行われます。小委員会承認後は、合併協議会で審議・確認され調整方針が決まります。

詳細はこの紙面やホームページにて随時お知らせしてまいります。

事務局